

外国人のための 健康保険活用 ガイドブック

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

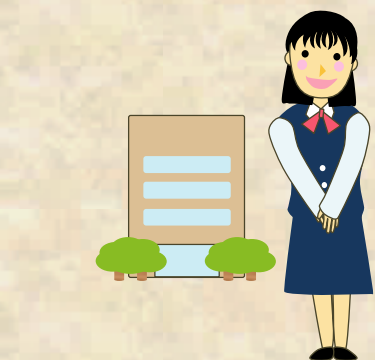
日本には、病気やけがのときに20%~30%のお金で病院に行ける「健康保険」という仕組みがあります。

この健康保険には種類があり、会社で働いている人たちが入る「協会けんぽ」や「健康保険組合」のほか、自分で仕事をしている人たちが入る「国民健康保険」などがあります。

会社で働いている人たちが入る健康保険

活用の流れ

会社で働く



- 健康保険に入る条件
- 保険料の支払い
- 健康保険の申し込み

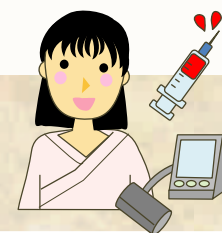
4 病院に行くとき



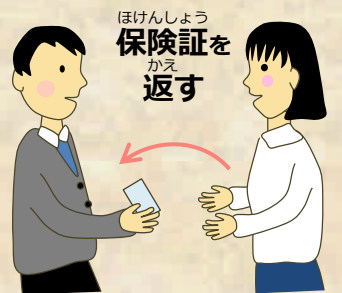
5 健康保険の給付



6 健康診断

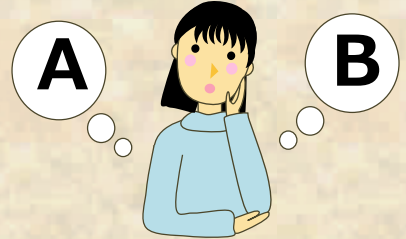


7 会社をやめたとき



会社をやめる

8 次の医療保険に入る



1 健康保険に入る条件

はたら ほんにん
働く本人

..... 1週間に20時間以上働いて、毎月の給料が8万8千円以上などの条件で働く人。

かぞく
家族

..... 働く本人が健康保険に入ったときは、日本に住んでその人の給料で生活する家族も入ります。

2

保険料の支払い

会社と半分ずつにした金額を、毎月の給料から払います。

3

健康保険の申し込み

健康保険は会社の人申し込みます。健康保険に入ると保険証がもらえます。保険証は病院に行くときや、健康保険からお金をもらうときに必要なので、無くさないようにしてください。

保険証の見方

あなたの番号

健康保険 被保険者証

本人 (被保険者) 00111
平成26年6月25日交付

記号 21700023 番号 21

氏名 協会 太郎
生年月日 平成 元年 5月 10日
性別 男
資格取得年月日 平成 26年 6月 1日

事業所名称 ○○ 株式会社
保険者番号 01010016
保険者名称 全国健康保険協会 愛知支部
保険者所在地 名古屋市中村区名駅1-1-1JPタワー23階

印

保険証をつくっている
協会けんぽの支部

4

病院に行くとき

病院の受付で保険証を見せると、払うお金が実際にかかった医療費の20%~30%になります。

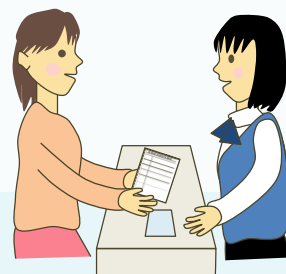
- 小学校に入る前の子ども：20%
(6歳になってから最初の3月31日までの子ども)
- 小学生から69歳まで：30%
- 70歳から74歳：20% (給料が高い人は30%)

大きな病院に行くときには紹介状をもって行きましょう!



初めて病院に行くとき、クリニックの紹介状なしで大きな病院に行くと、診察料のほかに特別な料金がかかる場合があります。軽い病気の場合は近くのクリニックに行き、大きな病院に行く必要があるときはクリニックで紹介状をもらってから行きましょう。

入院するときは「限度額適用認定証」を申し込んでください



健康保険限度額適用認定証

被保険者	記号	12345678	番号	123456
氏名	健保 太郎			男
生年月日	昭和55年 5月 24日			
適用対象者	氏名	健保 花子		
住所	生年月日	昭和52年 2月 10日		
免効年月日				
有効期限				
適用区分	ウ			
所在地	名古屋市中村区名駅1-1-1			
保険者	保険者番号	01230010		
名称及び印	全国健康保険協会 愛知支部 印			

医療費の限度額はその人の給料によって違います。病院の受付で「限度額適用認定証」を見せると限度額までの支払いになります。申し込みは、保険者に申込書を出します。

- ※限度額・・病院に自分で払わなければいけない金額。給料などによって違います。
- ※保険者・・持っている保険証をつくっている協会けんぽの支部や健康保険組合

5 けんこうほけん きゅうふ 健康保険の給付

※お金をもらうには申し込みが必要です。

きょうかい しんせいしよだうんろーど
■協会けんぽの申請書ダウンロード
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/>



● **申し込み場所** ・ ・ 持っている保険証をつくっている協会けんぽの支部や健康保険組合

きょうかい ほむページ 協会けんぽのホームページ



ここから外国語に変更できます

医療費を全部自分で払ったときや高い医療費を払ったとき

療養費 りょうようひ

びやういん いりようひ ぜんぶじぶん はら じこふたながくいがい かね
病院の医療費を全部自分で払ったときは、自己負担額以外のお金がもらえます。

もらえるのは、かいしゃ ほけんしよ まえ ぜんぶじぶん はら りゆう
もらえるのは、会社から保険証をもらう前やコルセットなど、全部自分で払った理由が
みと
認められたときです。

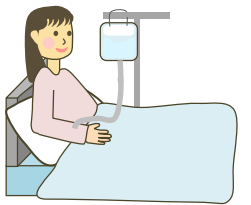
※自己負担額 ・ ・ 病院に自分で払わなければならない20%~30%のお金

高額療養費 こうがくりょうようひ

にゅういん びやういん たか いりようひ はら げんどがく こ ぶん かね
入院などで病院に高い医療費を払ったときは、限度額を超えた分のお金がもらえます。

けんこうほけん はら いりようひが い たいしよ
健康保険で払う医療費以外は対象になりません

※限度額 ・ ・ 病院に自分で払わなければいけない金額。給料などによって違います。



びやうき はたら きゅうりよう 病気やけがで働けなくて給料がもらえないとき

傷病手当金 しょうびょうてあてきん

びやうき はたら きゅうりよう
病気やけがで働けなくて給料がもらえないときにももらえます。

もらえるのは ねん げつ さいしよ つづ にちかんやす じょうけん
もらえるのは1年6か月までです。最初は続けて3日間休むなどの条件があります。



こ どもが生まれたとき

出産育児一時金 しゅっさんいくじいちじきん

じぶん かぞく あか う
自分や家族が赤ちゃんを産んだときにももらえます。

じぶん くに あか う
自分の国で赤ちゃんを産んだときにももらえます。



出産手当金 しゅっさんてあてきん

あか う かいしゃ やす きゅうりよう き はんい
赤ちゃんを産むために会社を休んで給料がもらえないときに、決められた範囲内でももらえます。

6

健康診断

健康保険では、良くない生活習慣による病気を早く見つけて、早く治してもらうために、40歳以上の人がかかる健康診断のお金を補助しているのです。実際にかかるお金より安く健康診断を受けることができます。健康保険に入っている40歳以上の家族も健康診断を受けることができます。1年に1回は必ず健康診断を受けましょう。



7

会社をやめたとき

保険証は会社をやめた日までしか使えません。会社をやめたときは必ず保険証を会社に返してください。

退職したあとに会社でもらっていた保険証を使って病院に行ってしまうと、あとで医療費を返さなければいけないので使わないでください。

8

次の健康保険に入る

会社をやめたあとは、次の健康保険に入らなければいけません。健康保険に入らないと病院に行ったときの医療費を全部自分で払わないといけないので、下の3つから選んで、すぐに次の健康保険の申し込みをしてください。

1 国民健康保険

- **申し込む場所** ・ ・ 自分が住んでいるまちの役所の受付
- **申し込み期限** ・ ・ 会社をやめてから14日以内

2 健康保険の任意継続（会社をやめてからも続けて今の健康保険に入る）

- **申し込む場所** ・ ・ 働いていたときに持っていた保険証をつくらせている保険者
(自分が住んでいる県にある協会けんぽの支部や健康保険組合)
- **申し込み期限** ・ ・ 会社をやめてから20日以内

3 家族の健康保険に入る（健康保険に入っている家族の給料で生活するとき）

- **申し込む場所** ・ ・ その家族が働いている会社
- **申し込み期限** ・ ・ 会社をやめたらすぐに

外国語で相談できるところ

愛知県国際交流協会（あいち多文化共生センター）

外国語で相談できます。外国人への情報提供もしています。通訳がいる病院やクリニックもあるので国際交流協会や自分が住んでいるまちの役所に相談してください。

電話番号 **052-961-7902**

愛知県内の病院を調べる

あいち救急医療ガイドのウェブサイト

外国語で病院を探すことができます。



HP <http://www.qq.pref.aichi.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>